

前橋家庭裁判所委員会議事要録

- 1 開催日時 平成31年3月20日（水）午後1時30分～午後3時35分
- 2 開催場所 前橋地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者

（委員）

足立進委員，伊藤麻利子委員，音山若穂委員，久保浩委員，清水直樹委員，
平方宏委員，舟根登志子委員，高野輝久委員，光本洋委員（以上9人）

（説明者）

社会福祉法人恵の園 山田雅人理事長

前橋家庭裁判所 小野誠次席家庭裁判所調査官

同 美谷進主任家庭裁判所調査官

（事務担当者）

新井博陸首席家庭裁判所調査官，助川政浩首席書記官，江寄円次席書記官，
原田宜子事務局長，小林信男事務局次長，中澤道夫総務課長，小林とも子総
務課課長補佐

4 議事

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代
- (3) 新任委員のあいさつ
- (4) 委員長を選任
- (5) 意見交換等

テーマ「補導委託制度について」

- (6) 閉会のことば

5 議事経過

- (1) 開会のことば

- (2) 委員の交代
- (3) 新任委員のあいさつ
- (4) 委員長の選任
- (5) 意見交換等

「補導委託制度について」

ア 説明「補導委託制度の概要について」

裁判所からの説明

イ ゲストスピーカーのお話

恵の園理事長による補導受託者の立場からのお話

ウ 説明「補導委託の具体例について」

裁判所からの説明

質疑応答

委員長

補導委託に関する御意見や御提案がありましたら、積極的に御発言いただければと思います。

委員

補導委託の受入れの期間が2～3日で、何か手ごたえがあるものなのか、やはり2～3日では効果というのは難しいということなのかについて、理事長の実感をお聞かせいただきたいと思います。

また、実際、受け入れについて、職員にどの程度の負担感があるものなのか、他園が受入れを進めていくに当たって、課題になるようなものというものがあれば、御紹介いただきたいと思います。

理事長

まず、1点目ですが、2～3日では効果がないということではありません。普

段接することのない障害のある人たちを目前にして言葉を失ってしまう少年たちも多くありますが、利用者や職員から声を掛けられて、それに応えて2～3日があつという間に終わってしまいます。3日目、4日目になってくると、本人からあいさつや言葉が出てくるようになります。ですから、緊張をしながらでも、2～3日の慣れないときは受身状態ですが、4～5日以上になってくると自分から動き出す状態になりますので、大人と接していることには効果があるのではないかと考えています。

2点目ですが、職員にとってみれば、若い少年たちが来て、真剣に活動に取り組むことに、職員の側が身構えて指導をしようということではなくて、自然な形で一緒に活動をしているということだと思います。職員にも、福祉のことを知ってもらいたい、感じてもらいたいということがあり、いろんなアドバイスや声掛けという普通の何気ない会話をして、職員としては、身構えて、福祉の一環だとか、指導してあげなければということではなく、自然に対応してくれていると思っています。

委員長

他にいかがでしょうか。

委員

補導委託制度は大変素晴らしい制度だと思いますが、私も含めて、この制度を知らない人がたくさんいると感じました。

現状についてですが、現在群馬県内の4カ所の補導委託先のうち、一つが「恵の園」で、ほかの3カ所が在宅補導委託に当たる職業補導とか社会奉仕活動の事業所ということでしょうか。

また、時間軸から見て、委託先が少なくなっているということですが、どのような数値的な変化があったのでしょうか。

そして、補導委託の新規開拓ということで、具体的に募集をしているのかということと、私どもの会社で補導委託を引き受けたいといった場合に、会社とか施設の調査、選択する過程はどうなっていますでしょうか。

説明者

まず、群馬県内の補導委託先については、「恵の園」以外に、老人の福祉施設や、通所での職業補導型の民間の会社の委託先、職業について指導をしていただくところが一つと、ほかにも障害者の方の施設があります。補導委託先の数については、だんだん減少してきていますが、以前は、飲食店や、自立援助ホームという少年に生活の場を提供してくれて、そこから仕事に行くような施設があったりしました。

補導委託先については、公募をしているわけではなく、調停委員からの紹介であったり、裁判所職員のおつてであったり、紹介していただいたところに、いろいろ御説明させていただいて、補導委託先として登録させていただいたりということになっております。

もし、補導委託先になっていただける、若しくは、そういったことを検討していただけるようなところがありましたら、裁判所の方に御連絡いただいて、御説明をさせていただくといった流れになっていくと思います。

説明者

補足しますと、補導委託先が非常に減少しておりますて、例えば、昭和の頃であれば、群馬県内にも15～16カ所委託先がありました。委託先も、飲食店もあれば、町工場もあり、建設関係もあれば、牧場、旅館と、非常にバリエーションがありました。減少した理由の一つは、代替わりがうまくいかなかったことです。社会情勢の変化があつて、初代の方は、大家族制度で、従業員も一緒になって食事をするのが当たり前だったわけですが、高度経済成長以降は、家族でも個室が

用意されて、プライバシーが尊重されていきましたので、二世の方が、先代の苦勞を見ているので、自分がそれを引き受けていこうというふうな気持ちになれなかったということです。そうやって先細りになったところに、小さなお店や会社が大方ですので、リーマンショックの影響で倒産し、委託が途切れたところも少なからずありました。

委員

補導委託の現状の説明で、少年の資質面の変化というのがありましたが、どのように変化しているのでしょうか。

説明者

非社会化してきているというか、人との関わりをあまり好まない、密な関係にすごく抵抗があるというような少年が増えてきています。補導委託で委託先に預けても、なかなかなじめそうにないというような少年が増えていたりとか、以前はエネルギーがある少年、粗暴な非行をしてしまったりという少年が多かったの、そういう少年に、受託者の方から御指導いただいて正しい方向に導いていただくということができていたのですが、今はそういうエネルギーもないという少年たちが増えてきているということです。

委員長

少年犯罪を通じて、現在の少年の特性みたいなものは見られますか。

説明者

以前は、集団非行、共犯者がいる事件が結構ありましたが、今は単独での非行が多いという印象です。それから、SNS関連の性非行や盗撮、あとは、世間をにぎわせている特殊詐欺の末端の非行というのが目につきます。

委員

補導委託先の新規開拓について、委託先の課題として情報不足があると思います。やはり、この制度自体を知らない方が多いと思いますので、補導委託でうまく社会に復帰できたというような例を匿名で紹介したり、メディアのほうに更生に結びついた事案の情報提供をされるといいと思います。また、是非協力したいと思っている方への呼びかけ自体があまり届いていないと思われるので、委託先の募集とか、制度の周知に力を入れていただければと思います。

委員

制度の概要を見ますと、だいたい3カ月から4カ月を委託先でということですが、その辺の期間の設定というのは、家庭裁判所調査官の方の判断で決めていかれるのでしょうか。家庭裁判所調査官の方が1カ月くらい必要だと考えても、受入先は1週間くらいまでということがあった場合、複数の場所を何カ所か委託をして、少年の動向を調査するということはあるのでしょうか。

説明者

まず、期間につきましては、身柄付補導委託ということで、補導委託先で生活しながら指導していただくという場合は3～4カ月から半年程度の期間が目安になると思います。当庁において多いのは、3日、5日、一週間と通ってもらって、いろいろ経験を積ませてもらうというものです。少年に何が必要なのかということを考えて、どういう委託先にお願いするのか、受入先の状況を確認して、受託者の意見などを伺って、期間や活動内容についても相談して行っています。

説明者

今、委託先の選択肢が少ないということで、なかなか複数の委託先でというの

は難しいですが、ケースによって、その子供の適性とか問題性を考慮して、組み合わせで委託をするということもあり得ます。先日も、社会奉仕活動について、1回は山田理事長の「恵の園」で、もう1回を別のところで園芸関係のボランティアをさせたこともありました。

委員

群馬の場合、委託先が7カ所で、群馬県内は3カ所だけだということですがけれども、3カ所というのは、全国的に見て、非常に少ないところなのでしょうか、それとも、どこの県もこのくらい水準なのでしょうか。

説明者

補導委託の関係は、各県によってばらつきが大きいという状況にあります。当庁は、昭和の時代は十何カ所と、以前は非常に多かったと思います。傾向で言いますと、西の方が割と活発で、数も関西以西の方が多かったと言えると思います。先ほどの説明のとおり、代替わりがうまくいかずに一気に減ったという実情があり、非行少年の身柄を引き取って面倒を見るというのは、非常に意識の高い人でないとなかなかうまくいきませんし、ビジネスとしては成り立たない、リスクもあるということで、その後、やっていただける方が全体的に減ってきたと思います。ただ、裁判所としては、時代に応じた委託の在り方を探っていかなければいけないと思います。期間もより柔軟に設定していこうとか、少年の特徴に合わせた委託の在り方を検討していこうというような形で、いろいろ検討を進めているところです。ちなみに、当庁では、最近、新潟の方で農業法人の委託先を開拓しました。少年事件は非公開のところもありまして、なかなか広報の仕方が難しいというところもあります。今までは、こういう機会に御意見を伺ったり、調停委員やロータリークラブといったところのつてでお願いしたりとか、少年の付添人として付く弁護士さんが雇い主さんを見つけてきて、それで御協力をお願いする

という形で開拓をしてきたというのが現状です。

委員

新潟の農業法人を新規開拓したということですが、その場合は、その農家の方が引き取っていただいているということですか。

説明者

はい、そうです。

委員

家事、民事の調停委員がまとまって「群馬少年友の会」というのを立ち上げていますが、以前、そちらの方に委託先を見つけてもらえないかお話があり、個人で塗装業をやっている方が受け入れてくださるということで、だいぶお話が進みました。そのときには、事業の主の方とはだいぶお話をし、調査官とも面談をしていただいたと思うのですが、最後の最後になって、御家族がどうしてもいやだと、特に、住み込み的な形になるので受け入れづらいということで、お断りが来てしまったということがありました。事業主の方は社会貢献として受け入れる気になっていても、それを一緒に受け入れる家族の方に対して、裁判所からの説明がされたのか、ずっと疑問に思っていました。そのへんはいかがでしょうか。

説明者

当然、御家族の協力がなければ少年を受け入れられないということになります。個人の事業主として受け入れていただくという場合には、家族の状況を踏まえて裁判所として受け入れ可能か判断することになりますし、調査の際に説明が必要であるということであれば、もちろん、御家族にも説明をさせていただくという形になると思います。パンフレット等にも書いてありますが、御家族に御協力し

ていただかないとできないことですので、そのへんで不安があれば、裁判所も説明していきたいと思いますし、今後もそういう配慮をしていかないといけないと思っています。

委員

少年に関しての私の感想ですが、少年事件を起こす少年たちは、とても自尊心が薄いと思います。褒められた経験がない。大事にされたことがない。親に対して何か手伝っても、ありがとうと言われた覚えがない。よくやったねと褒められた覚えがないという子供さんがすごく多いと思います。ですから、社会全体で、少年たちに対して、君たちの存在はとっても意味があるんだよっていうことを伝えていく機会があるといいと常々感じております。

委員長

あとはいかがでしょうか。

委員

個人宅に住み込んで働くというのは、住宅も狭くなりますし、本当に困難なことだと思います。社長さんは意気に燃えて、慈愛の心があっても、家族の状況は非常に複雑な、表に出ないものがありなかなか進まないと思います。働く場と、住まいというのを交通整理しなくてはいけないのではないかと思います。

委員長

今日は、ありがとうございました。